

令和元年

四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会

(第2回) 議事録

四條畷市交野市清掃施設組合

令和元年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会
(第2回) 議事録

1. 令和元年11月27日 四條畷市交野市清掃施設組合 管理棟2階大会議室において開催する。

1. 出席議員次のとおり

1 番議員 伊崎 太陽	2 番議員 中谷 政人
3 番議員 北尾 学	4 番議員 藤田 茉里
5 番議員 松本 直高	6 番議員 友井 健二
7 番議員 吉田 涼子	8 番議員 大矢 克巳
9 番議員 森本 勉	10 番議員 渡辺 裕
11 番議員 瓜生 照代	12 番議員 岸田 敦子

1. 理事者側出席者次のとおり

管理者 東 修平
副管理者 黒田 実
副管理者 林 有理
四條畷市市民生活部長 山本 良弘
交野市環境部長 濱中 嘉之

1. 事務局側出席者次のとおり

事務局長 二神 和則
事務局次長兼会計課長 奥田 浩樹
事務局副参事 梅垣 信一
事務局副参事 谷辻 和彦
総務課長 太田 広治
管理課長 後藤 弘宣
施設課長 上村 悟司
総務課長代理 木邨 信吉

1. 議事日程次のとおり

日程第1	議席の指定について
日程第2	会議録署名議員指名
日程第3	会期決定について
日程第4 議会選挙第2号	議長の選挙について
日程第5 認定第1号	平成30年度四條畷市交野市清掃施設組合会計歳入歳出決算認定について
日程第6 議案第6号	職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7

一般質問

(時に9時57分)

1. 副議長(森本 勉君) 定刻前ではございますけれども、皆さんお揃いでございますので始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(「はい」と呼ぶ者あり)

1. 副議長(森本 勉君) それでは改めまして皆さん、おはようございます。本日は、四條畷市交野市清掃施設組合議会第2回定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては何かとご多忙のところご参集賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の議会は、交野市の議員選挙の関係上、議長が不在となっております。つきましては地方自治法第106条第1項の規程によりまして、議長選出までの間、議長を務めさせていただきます副議長の森本でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

ご存じのとおり、交野市の議員の皆さまにおかれましては、去る9月の選挙では大変厳しい中ですね、見事ご当選をされましたこと、心からお喜びを申し上げます。

なお今回、本組合議会に伊崎太陽議員、中谷政人議員、北尾学議員、藤田茉里議員、松本直高議員、友井健二議員をお迎えすることになりました。今後ともよろしくお願ひを申し上げます。

ただ今から令和元年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第2回を開会いたします。開会にあたりまして、管理者よりご挨拶を受けたいと思います。管理者。

1. 管理者(東 修平君) 議員の皆さま、おはようございます。四條畷市交野市清掃施設組合議会第2回定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、議員の皆さまにおかれましては、何かとお忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

先ほど、森本副議長からご報告がございましたとおり、交野市からの派遣議員としてご出席をいただいております議員の皆さまには、去る9月8日に執行されました市議会議員選挙におきまして、見事にご当選の栄に浴されましたことを、心からお祝いを申し上げる次第でございます。改めまして、皆さま方のご活躍をお祈り申し上げますとともに、今後とも本組合運営にお力添えをいただきますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

また、昨年2月より本施設の本格稼働を開始し1年9ヶ月余りが過ぎ安定した施設稼働を継続しているところでございます。

さて、第2回定例会にご提案申し上げます案件は、議会におきましては、新たに交野市から派遣議員のご就任に伴います議長の選挙を、また、私どもからといたしましては、職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案と、平成30年度本組合会計の歳入歳出決算認定について、お願ひ申し上げます。何とぞよろしくご審議のうえ、ご可決並びにご認定賜りますようお願い申し上げます。

また、清滝の焼却施設の解体に係る事業につきましては、本日の定例会終了後、少々お時間をいただきまして、ご説明を申し上げたいと存じておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

1. 副議長(森本 勉君) ありがとうございます。それでは、次に事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長（二神和則君） それではご報告申し上げます。

本日、会議におけます議員の出席状況につきまして、ご報告させていただきます。本日は、全員のご出席をいただいております。

次に、前臨時会閉会后、本日までの諸般につきましてご報告を申し上げます。

去る7月25日には6月分を、8月28日には7月分を、9月20日には8月分を、10月23日には9月分を、11月19日には10月分の現金出納検査がそれぞれ行われ、その結果報告書が議長及び副議長あてに提出されておりますので、お手元に配布させていただきます。

なお、検査に付しました関係書類等につきましては事務局にて保管してございますので、併せてご報告を申し上げます。以上、報告を終わらせていただきます。

1. 副議長（森本 勉君） それでは、議事日程につきましては、本日、机上に配布しておりますとおりといたします。

1. 副議長（森本 勉君） 日程第1 議席の指定についてを議題といたします。

議席の指定につきましては、会議規則第4条第1項の規定により議長において議席指定を申し上げます。ただ今の席を議席といたしますので、ご了承をいただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 副議長（森本 勉君） ご異議なしと認めます。それでは、議席指定を申し上げます。

1番伊崎議員、2番中谷議員、3番北尾議員、4番藤田議員、5番松本議員、6番友井議員、7番吉田議員、8番大矢議員、9番森本議員、10番渡辺議員、11番瓜生議員、12番岸田議員、以上の議席をもって決定をいたします。

ここで議案書の差し替えをさせていただきます。

1. 副議長（森本 勉君） 次に、日程第2 会議録署名議員の指名を議題といたします。本日の会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により議長において指名申し上げます。12番岸田議員、1番伊崎議員を指名いたします。よろしく申し上げます。

1. 副議長（森本 勉君） 日程第3 会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。令和元年11月27日開会の四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第2回における会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 副議長（森本 勉君） ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定をいたしました。

1. 副議長（森本 勉君） 次に、日程第4 議会選挙第2号議長の選挙についてを議題といたします。

なお、本組合議会申し合わせ事項によりまして、議長は交野市、副議長は四條畷市となっております。本件の議長選挙につきましては、交野市の派遣議員の中からご推挙願いたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 副議長（森本 勉君） ご異議なしと認めます。それでは、議長の選挙につきまして、交野市の松本議員からご報告をお願いいたします。松本議員。

1. 5番議員（松本直高君） 交野市の松本直高でございます。議長の選挙の件について、協議をいたしました結果、議長には交野市から友井議員を推挙いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

1. 副議長(森本 勉君) ここでお諮りを申し上げます。議会選挙第2号議長の選挙につきましては、ただ今ご推挙されました友井議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

1. 全 員 異議なし。

1. 副議長(森本 勉君) ご異議なしと認めます。よって、議会選挙第2号議長の選挙につきましては、推挙のとおり当選されました。

本日付けにて友井議員を議長として告知申し上げます。それでは、友井議員に議長就任のご挨拶をお願いいたします。

1. 議長(友井健二君) 皆さま、おはようございます。ただ今、組合議会の議長に推挙させていただきました交野市の友井健二でございます。またこの1年間、組合議会の方が議事運営がスムーズにいきますよう、何卒ご支援、また、議員の皆さまにおかれましてはご支援、また、ご協力をよろしくお願い申し上げます。また、理事者の皆さまにも大変1年間お世話になりますが、よろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、これをもちまして就任のあいさつとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

1. 副議長(森本 勉君) ありがとうございます。それでは皆様には何かとご協力賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、新しい議長と交代をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。ご協力ありがとうございました。

1. 議長(友井健二君) それでは、議事を続行させていただきます。日程第5 認定第1号平成30年度四條畷市交野市清掃施設組合会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事務局(奥田浩樹君) (議案書にて朗読)

1. 議長(友井健二君) 朗読が終わりましたので、理事者より決算書の内容説明をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長(二神和則君) ただいま議題となりました、認定第1号平成30年度四條畷市交野市清掃施設組合会計歳入歳出決算の内容につきまして、お手元の決算書に基づきご説明を申し上げます。事項別明細書の歳入から順次ご説明を申し上げたいと存じますので、10ページ、11ページをお開きいただきたいと存じます。

それではまず歳入の(款)分担金及び負担金(項)分担金(目)清掃施設組合分担金でございますが、予算現額10億7,933万2,000円に対しまして、調定額、収入済額いずれも同額の10億7,933万2,000円となっております。内容と内訳といたしましては、四條畷市から約45.18%に相当する4億8,763万円を、また、交野市から約54.82%に相当する5億9,170万2,000円を、それぞれご負担いただいております。

次に、(款)(項)(目)繰越金でございますが、予算現額1,549万9,000円に対しまして、調定額、収入済額いずれも同額の1,549万9,390円となっております。これは、前年度繰越金と繰越明許費繰越金になってございます。

次に、(款)使用料及び手数料でございますが、現予算額153万2,000円に対しまして、調定額、収入済額いずれも同額の154万3,276円となっております。

(項)使用料(目)総務費使用料でございますが、行政財産目的外使用料として収入したものでご

ございます。

次に、(項) 手数料、12 ページ、13 ページをご覧くださいと存じます。

(目) 衛生手数料でございますが、構成両市のごみ処理証紙販売手数料として、収入したものでございます。

次に、(款) 諸収入、(項) (目) 雑入でございますが、予算現額 9,718 万 9,000 円に対しまして、調定額、収入済額いずれも同額の 1 億 18 万 5,395 円となっております。雑入の主な内容でございますが、職員の共済制度等に係る事務手数料、太陽光発電電力売払金、ごみ処理証紙売払金、有価物売払金、ごみ発電余剰電力売払金などの収入でございます。

次に、14 ページ、15 ページをご覧くださいと存じます。

(款) (項) 組合債でございますが、予算現額 80 万円に対しまして、調定額、収入済額いずれも同額となっております。その内容でございますが、(目) 衛生債で、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業債として 70 万円を、(目) 災害復旧事業債で、大阪湾広域廃棄物埋立処分場災害復旧事業債として 10 万円を借り入れたものでございます。

以上の内容により、平成 30 年度会計の歳入合計は、予算現額 11 億 9,435 万 2,000 円に対しまして、調定額、収入済額いずれも同額の 11 億 9,736 万 61 円となったものでございます。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。16 ページ、17 ページをご覧くださいと存じます。

歳出の部、(款) (項) 議会費 (目) 組合議会費でございます。予算現額 259 万 6,000 円に対しまして、181 万 3,811 円を支出し、78 万 2,189 円の不用額となっております。

次に、(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費でございます。予算現額 1 億 1,347 万円に対しまして、1 億 1,062 万 8,182 円を支出し、284 万 1,818 円の不用額となっております。

一般管理費の主な支出内容でございますが、まず、2 給料では、7 名の職員の給料を、引き続き、18 ページ、19 ページをお開きいただきたいと存じます。9 旅費で、監査委員及び公平委員会の旅費などを、引き続き、20 ページ、21 ページをお開きいただきたいと存じます。13 委託費では、1,974 万 1,004 円の支出をいたしております。その主なものは、警備防災業務、引き続き 22 ページ、23 ページをお開きいただきたいと存じます。計量事務等の業務、場内除草作業業務、庁舎管理業務、電気保安業務などでございます。

次に、19 負担金、補助金及び交付金につきましては、1,907 万 4,009 円を支出いたしております。その主なものは、全国都市監査委員会等及び全国公平委員会等の負担金、引き続き 24 ページ、25 ページをご覧くださいと存じます。全国都市清掃会議の負担金、職員研修受講の負担金、及び構成両市からの派遣職員の給与等に係る負担金などでございます。

次に、(款) 衛生費 (項) 清掃費 (目) ごみ処理費でございます。予算現額 6 億 7,915 万 8,000 円に対しまして、6 億 5,796 万 6,450 円を支出し、2,119 万 1,550 円の不用額となっております。主な内容でございますが、2 給料では、再任用職員を含む職員 27 名分の給料を、引き続き 26 ページ、27 ページをお開きいただきたいと存じます。

7 賃金では、臨時職員 2 名分の賃金を、11 需用費では、消耗品費、光熱水費などを、引き続き 28 ページ、29 ページをご覧くださいと存じます。13 委託費につきましては、3 億 7,922 万 8,985 円を支出いたしております。その主な内容は、焼却灰などのフェニックスへの搬送業務及び、埋立処分、リサイクル施設有価物の再資源化業務及び処理業務、乾電池などの運搬、処分及び管理業務、ば

いじん等及びダイオキシン類測定業務、新ごみ処理施設整備事業に係る事後調査業務、引き続き 30 ページ、31 ページをご覧いただきたいと存じます。ごみ処理施設等の整備、点検、運転管理等業務など、大阪湾広域廃棄物整備センター(フェニックス)などから、ばいじん処理灰が基準値を超過し、搬入停止となったことにより三重県伊賀市の民間業者で処分をするため、処理灰の積込、搬送、処分業務などに要したものでございます。

引き続き 32 ページ、33 ページをご覧いただきたいと存じます。15 工事請負費につきましては、清滝ごみ焼却施設の高圧から低圧受電への引き込みの切替工事費を、19 負担金、補助金及び交付金でございますが、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業負担金、先ほどの委託料でもご説明いたしました処理灰処分業務に伴う、三重県伊賀市への環境保全負担金を支出いたしております。

次に、(款)(項)施設費でございますが、予算現額 8,586 万 3,000 円に対しまして、8,586 万 2,247 円を支出し、753 円の不用額となっております。その内容でございますが(目)新施設事業費でございますが、予算現額と同額の 2,917 万 2,000 円を支出いたしております。これは、地域還元施設の代替の地元協力金でございます。

次に、(目)旧施設解体準備費でございますが、予算現額 5,669 万 1,000 円に対しまして、5,669 万 247 円を支出いたしております。

引き続き 34 ページ、35 ページをご覧いただきたいと存じます。13 委託料として、清滝ごみ焼却施設の解体における調査等の業務、清滝ごみ焼却施設のごみピット内の残留廃棄物の搬送業務を 15 工事請負費として、清滝ごみ焼却施設閉鎖工事をいたしております。

次に、(款)(項)公債費でございますが、予算現額 3 億 1,226 万 5,000 円に対しまして、平成 18 年度から平成 29 年度の間借り入れた公債費の元利償還金として、3 億 1,226 万 3,915 円を支出いたしております。

最後に、(款)(項)予備費、36 ページ、37 ページをご覧いただきたいと存じます。

(目)予備費でございますが、充当はなく、全額不用額となっております。

以上、平成 30 年度会計の歳出合計は、予算現額 11 億 9,435 万 2,000 円に対しまして、11 億 6,853 万 4,605 円の支出となり、差し引き 2,581 万 7,395 円が不用額となったものでございます。

次に、39 ページをご覧いただきたいと存じます。実質収支に関する調書でございますが、先ほど、ご説明をいたしましたとおり、歳入総額 11 億 9,736 万円に対しまして、歳出総額 11 億 6,853 万 5,000 円の支出となり、歳入歳出差引額は 2,882 万 5,000 円となったものでございます。翌年度へ繰り越すべき財源もなく、実質収支額が 2,882 万 5,000 円となったものでございます。

次に、40 ページ、41 ページをご覧いただきたいと存じます。財産に関する調書でございますが、公有財産(1)土地および建物でございますが、土地及び建物とも決算年度内の増減はございません。

次に、42 ページをご覧いただきたいと存じます。(2)物品につきましても、決算年度内の増減はございませんでした。

なお、本決算書の 2 ページから 5 ページにかけまして、歳入歳出の決算審査にかけました歳入歳出の決算数値につきましては、ただ今の事項別明細書のご説明をもちまして、説明とさせていただきたいと存じますので、よろしく申し上げます。

なお、平成 30 年度主要な施策の実績報告書を、お届けさせていただいてると思います。簡単にご

説明をさせていただきたいと思います。平成 30 年度の主要な施策の実績報告書をご覧いただきたいと存じます。

1 ページに、本施設組合機構図となっております。次の 2 ページには、平成 30 年度の決算状況の歳入の状況について、次の 3 ページから 4 ページにかけては、歳出の状況について、掲載してございます。次の 5 ページは、地方債現在高の状況について、次の 6 ページには、両市人口及びごみ量の推移を、次の 7 ページには、両市一人当たりのごみ量の推移を、掲載いたしてございます。次の 8 ページには、議会の本会議の開催状況を、掲載いたしてございます。次の 9 ページには、議会の幹事会の開催状況について、掲載してございます。次の 10 ページには、監査委員の皆さまにお願いいたしました現金出納検査実施状況や、都市監査委員会の総会及び研修会等への参加状況について、掲載いたしてございます。次の 11 ページには、公平委員会の開催状況や公平委員会の総会及び研修会等への参加状況について、掲載してございます。12 ページ以降につきましては、本組合各課の主要な事務事業の実績等の概要を掲載いたしてございます。まず 12 ページからは総務課、19 ページからは管理課、34 ページからは施設課の業務実績を掲載してございます。実績報告書に基づく各課個別の事務事業実績の内容説明につきましては、時間の関係もございませぬので、本日、具体的なご説明をさせていただきませんが、ご理解の程よろしく申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、平成 30 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計歳入歳出決算の内容のご説明とさせていただきます。

よろしくご審査を賜り、ご認定いただきますよう、どうぞよろしく申し上げます。

1. 議長(友井健二君) 決算書の内容説明はお聞きの次第でございませぬ。これより質疑に入ります。質疑者の順番は通告のあった順に基づき行ってまいります。ただ今から順次質疑を許可いたします。12 番岸田議員。

1. 12 番議員(岸田敦子君) 四條畷市選出の岸田です。通告に従いまして、質問させていただきます。大きく 1 点目には、ごみの排出量と今後の予測についてお伺いします。

主要な施策の実績報告書の 6 ページを見ますと、両市の人口は 28 年度から減少しているものの、ごみ排出量は増加をしております。それに対して、今年度の途中経過はやはり増加傾向なのかどうか、まずお伺いします。また、今後の推移をどう見ておられるか、お伺いします。

また、本組合の焼却能力に対して昨年度の年間ごみ排出量は何%にあたるのか、教えてください。

大きく 2 点目に、決算書 13 ページにある、太陽光発電電力売払金とごみ発電余剰電力売払金について、お伺いします。29 年度と 30 年度の太陽光、ごみ発電それぞれの売払量と売払金の合計、そして売払単価をお聞かせください。

大きく 3 点目には、これも決算書 32 ページの旧施設解体準備費について、お伺いします。解体における調査委託は契約が 30 年度末となっており、土壌汚染の調査計画や地下構造物の調査・解析、跡地利用の検討が委託内容となっております。それぞれの主な結果の説明を求めます。

また、清滝ごみ焼却施設閉鎖工事は昨年 12 月 31 日までが工事期間となっておりますが、粉塵や汚水の処理、ダイオキシン類対策について問題はなかったのか、また、住民等に対する周知ほどの程度されていたのか、説明を求めます。解体作業の今後のスケジュールはどのようなものになっているか、お伺いします。

そして最後に、両市民全体への周知として、解体作業の現状や今後の予定等について組合のホーム

ページや両市の広報への掲載なども考えるべきではないでしょうか。

以上、ご答弁をよろしく申し上げます。

1. 議長（友井健二君） 答弁者、二神局長。

1. 局長（二神和則君） 岸田議員のご質問、大きく5点についてお答えさせていただきます。

まず、ごみの排出量と今後の予想について、回答させていただきます。実績報告書6ページには、両市から組合へ搬入されたごみの総量を記載してございます。平成29年度の試運転を開始した9月以降から粗大ごみ、資源ごみ及び蛍光灯・乾電池が新たに搬入されたことから、平成28年度よりも搬入量が増加しております。また、平成30年度については、当初から可燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、蛍光灯・乾電池の搬入があったことから、平成29年度よりも増加してございます。この、ごみの搬入量は増加しておりますが、そこは資源ごみ等も含まれるのが一因であると考えてございます。

次に、ごみは増加傾向かどうかにつきましては、令和元年におきましては、10月末現在の搬入量は、18,984.65t、平成30年度10月末の搬入量は、18,867.36tであり、前年度より117.29tの増加となっております。10月末時点では増加しておりますが、今後の傾向につきましては、両市が策定する一般廃棄物ごみ処理基本計画の実行性を考慮することなど、現時点では判断いたしかねるところでございます。

次に、本組合の焼却能力に対し、昨年度のごみ排出量についてお答えさせていただきます。熱回収施設の施設規模、能力は、年間33,600tと算出してございます。昨年度の熱回収施設のごみ搬入量は30,558.78t、実績報告書35ページよりでございますが、あることから、能力は約91%にあたることとなります。

次に、太陽光発電電力売払金と、ごみ発電余剰電力売払金について、お答えさせていただきます。

実績報告書36ページに記載しておりますように、まず売払金でございますが、太陽光発電におきましては、平成29年度が81,349kwh、平成30年度が138,454kwhの売却量がございます。ごみ発電におきましては、平成29年度が2,475,109kwh、平成30年度が6,855,064kwhの売却量ございました。これらの売払金の合計額は、平成29年度が3,141万5,585円となり、平成30年度が8,119万2,179円となっております。

最後に、これらの売払単価でございますが、太陽光発電が税込みの31.32円でございます。ごみ発電が、税込み18.36円がバイオマス分の単価、非バイオマス分の単価は平成30年度8月までは税込み5.48円、9月以降は税込み5.60円となっております。

次に、旧施設の解体準備費についてお答えいたします。

はじめに、土壌汚染調査について、ご説明を申し上げます。土壌汚染調査の数量は244地点、129検体でございます。内容は、第一種特定有害物質、第二種特定有害物質の調査で、地表面、地下ピット下、排水経路下を調査いたします。また、ダイオキシンの調査や廃棄物調査も、同じく実施してまいります。

次に、地下構造物の調査・解析についてご説明申し上げます。地下構造物には、煙突基礎、再利用水槽、ごみピット、灰ピットなどがあります。これらの地下構造物は廃掃法上地下構造物を撤去しなければなりません。生活環境保全上や安全上の観点から残置することがやむを得ない場合に該当すれば、撤去せずに残置することができます。そこで、撤去せずに残置できるかどうかを検証するため、地下構造物の調査・解析を実施いたしました。その結果、再利用水槽や煙突基礎は現地形の維持

のための必要な役割を果たしており、残置可能と考えますが、一方で地下構造物が残置している限り組合としての責任回避ができないとの懸念があることから、地下構造物は全撤去を選択すべきであるという考えに至っております。

次に、跡地利用の検討について、ご説明を申し上げます。跡地利用といたしましては、ストックヤードの設置、太陽光発電設備の整備、公園・拠点整備などが考えられております。ストックヤードの設置につきましては、自然公園法により自然公園区域内の設置は不可となっております。太陽光発電設備の整備につきましては、売電収益は見込まれますが設置の費用が少なくなく、交付金・起債を活用したとしても設置期間 20 年で数千万円の赤字が発生すると想定しております。いずれ太陽光発電設備の解体費用も発生することから、経済性の観点から推奨できない事業となっているものと考えております。公園・拠点の整備につきましては、土壤汚染状況調査の結果、区域指定を受けた場合、土壤汚染対策を実施して指定を解除しなければ公園として利用することは難しいと考えております。

次に、清滝ごみ焼却施設閉鎖工事について、ご説明をさせていただきます。始めに、本閉鎖工事の内容についてご説明を申し上げます。その内容は、ごみピット内の残留廃棄物の除去・処分、ごみピット汚水槽の汚水の処分、ごみピット及びごみピット汚水槽の清掃、重油・軽油等の残留燃料、消石灰、活性炭、尿素水、キレート、凝集剤、苛性ソーダ、凝集助剤等の残留薬剤・薬液等の廃棄処分、屋外地下灰出設備雨水流入防止工事、煙突頂部から雨水の流入を防止するための閉口工事でございます。工事に伴う粉じんや汚水の対策は適正に行っております。ダイオキシン類対策につきましては、焼却炉そのものの解体等は一切行っていないことから、必要ございませんでした。

次に、住民に対する周知でございますが、閉鎖工事の計画段階で清滝地区の区長様にご説明を申し上げ、閉鎖工事開始、閉鎖工事終了後には環境保全連絡会の皆さまにご説明を申し上げます。

次に、解体作業、今後のスケジュールについて、ご説明をさせていただきます。本日、議会終了後に、少々お時間をいただきまして、清滝ごみ焼却施設の解体事業につきまして、ご説明をさせていただきたいと考えております。構成両市と組合で協議を行い、来年から解体事業にかかります土壤汚染調査を含めた解体工事計画書等作成業務に着手し、令和 3 年度当初に解体工事に着手できるよう進めてまいりたいと考えております。

最後に、両市民全体の周知として解体作業の現状や今後の予定について、組合ホームページ等での広報について、お答えさせていただきます。

解体作業の現状、今後の予定については組合ホームページや両市の広報への掲載なども実施してまいりたいと考えております。

1. 議長（友井健二君） 12 番岸田議員。

1. 12 番議員（岸田敦子君） 質問項目がたくさんありましたが、ご丁寧に答えていただきまして、ありがとうございました。まず 1 点目の、ごみ量の問題については、本組合のホームページを見ましたらごみ処理基本計画が策定されているのを確認しましたので質問をしたんですけれども、本組合の計画に関しては平成 29 年度までというもので、この新炉を作るまでの過程で両市と組合の三者でごみ処理基本計画を策定したという経過があったとお伺いしたので、今後は各市の減量化などは両市で行っていくということを確認させていただきました。四條畷市はちょうど今、ごみ処理基本

計画のパブリックコメント中ですので、こうした減量化などの問題もまた両市で議論がされ、市議会としてもそういった問題点は提供していきたいなどは思っております。

2点目のごみ発電、太陽光発電に関しては、ご答弁で合計 8,000 万円ほどの収入があるということをお伺いしました。売払単価については、太陽光が一番高くて次にバイオマス、非バイオマスの順だということも答えていただきました。バイオマスと非バイオマスの比率に関しては、国の制度なども絡んで決定されている部分があって、ごみの組成によって変わるという事も説明を受けました。2回しか質問できませんので、2回目の質問としてバイオマスと非バイオマス、それぞれの割合がどのようなものかということと、バイオマスと非バイオマスの組成がどのようなものかということの説明を、改めて求めたいと思います。

最後3点目の、解体工事に係る問題に関しては、30年度の調査委託は土壌調査などを行うための、計画を立てる作業を委託したという事で、解体工事は1年半後程度になりそうだというお答えでした。それまで、調査などをされました際には、私、地元清滝に住んでるものですからぜひとも、結果が分かり次第またご報告などをお願いしたいと思います。議会に対してもですけど。

そのうえでちょっと2点、再度確認をさせていただきたいのが、地下構造物の全撤去をすべきという回答がありました。これに関しては、地下に埋まっているコンクリート物など、そういったものを全撤去するという事の説明を事前に聞きましたけれども、その作業の過程で土砂が崩れる可能性はないのかどうか、また近隣の民家まで距離がありますが上清滝とか岡山東の民家に影響を与えることは考えられないのかどうか、その辺りをお伺いしておきたいのと、また今回の閉鎖工事では、清滝地区の区長と一部役員のみということでお伺いしておりますが、解体工事の際、まだ先になりますけれども周辺住民への全住民を対象にした説明会というのは、どのようにお考えかお伺いしておきたいと思います。

1. 議 長（友井健二君） 二神局長。

1. 局 長（二神和則君） 3点についてご回答させていただきます。ごみ発電の組成及びその割合についてお答えさせていただきます。ごみ発電のバイオマス単価としては、国が循環型社会構築を目指し、自然由来である動植物などから生まれた生物資源を焼却することで、発電によって得られた電気の単価になります。また、非バイオマス単価は、生物資源以外、たとえばプラスチック類などの焼却で得られた電気の単価でございます。

焼却される可燃ごみの物理組成の中、バイオマスに該当するものは、紙・布類、木・竹わら類、厨芥類で、それ以外のプラスチック類・ゴム皮革類等は非バイオマスに該当してございます。なお、バイオマスと非バイオマスの割合につきましては、平成30年度は平均で44.465%がバイオマス、55.535%が非バイオマスとなっております。

次に解体工事における周辺への影響について、お答え申し上げます。解体工事にあたりましては、工事で地形が崩れて敷地外へ影響を及ぼすようなことはないような工法を選び、影響のないように努めてまいりたいと考えてございます。

また、清滝清掃工場から最寄りの住宅までの直線距離としましては一番直近であれば上清滝地区で直線距離で約280mほどでございます。解体工事におきましては、直接近隣住宅へ影響を及ぼすことはないと考えてございます。

次に、市民の皆さまへの周知についてお答えさせていただきます。清滝ごみ焼却施設の周辺住民の

皆さまに対して、解体工事の内容につきましては着手前にはご説明を広くさせていただきたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

1. 議長（友井健二君） これにて岸田議員の議案質疑を終結いたします。

1. 議長（友井健二君） 続きまして、4番藤田議員。

1. 4番議員（藤田茉莉君） 交野市の藤田です。よろしくお願いいたします。大きく2点、ご質問させていただきます。まず1点目ですけれども、決算書 25 ページの職員研修受講負担金ということで、143,212 円がなっております、実績報告書の中ではその研修の様々な項目が上がっております。その中に近畿ブロック大規模災害廃棄物対策セミナーに出席されておられるということでありました。四交でも、交野市、四條畷市でも、30 年度地震や台風を経験しましたが、四交でも大規模災害にどのように備えていくのかということと考えておられるということに参加され、情報収集に努めているのだというふうに思いますが、そこで今後、想定される南海トラフや生駒断層帯の地震、また昨年、今年も発生している勢力の強い台風などでの自然災害に備えた、大規模災害時の廃棄物処理計画について現在、四交組合としての検討などが、どの段階にあるのか、また今後の見通しや必要性についてはどのようにお考えなのかをお聞かせください。

そして2点目ですけれども、実績報告書 13 ページの職員構成表のところで確認をさせていただきたいと思います。清滝の施設時と平成 30 年度から本格稼働した現施設とでは、正規職員・非正規や再任用職員も合わせた職員全体の構成に変化があるのか。また、業務量の変化や残業量に変化があるのかについてをお聞かせください。

1. 議長（友井健二君） 二神局長。

1. 局長（二神和則君） 藤田議員のご質問2点に関しまして、お答えさせていただきます。

まず、大規模災害時の処理計画についてお答えさせていただきます。南海トラフや生駒断層地震、または、最近の全国各地で発生した災害などの大規模災害における災害廃棄物処理計画は、法や指針に基づき、また大阪府が作成した災害物廃棄物処理計画との整合を図りながら、交野市及び四條畷市において計画されるものであると考えてございます。災害廃棄物の保管、収集、運搬、処理、処分の中で中間処理に係る業務は本組合で担うものと考えてございます。両市の計画の一貫性の中で位置付けられるものであることから、今後、交野市及び四條畷市と連携を図りながら、計画に関わってまいりたいと考えてございます。

また、交野市や四條畷市にも影響があった平成 30 年度に発生した大阪北部地震、台風 21 号での対応でございますが、これらの災害時に発生した廃棄物のうち、事前に両市において分別を行い、本組合の受入基準に適合した災害廃棄物を受け入れてございます。現在、組合内部において、この時に受入れた実態を把握し、今後、台風等の災害時の災害廃棄物の受入れ等に関し、交野市及び四條畷市と共に協議を行いながらマニュアルの作成を考えてございます。

次に、新旧の職員体制について、お答えさせていただきます。まず職員構成についてでございますが、現施設に関する平成 30 年度の実績報告書に記載してございます職員の構成と、清滝の旧施設に関する平成 28 年度の実績報告に記載してございます職員構成とは、大きく変化はございません。正規職員では1名増、非常勤臨時職員で2名減となります。

次に、業務量につきましては、市民直接持込ごみの対応が新たな業務として追加してございます。熱回収施設においても、発電設備を新たに備えたことから、運転の監視及び点検に関わる業務は、

量・質において、旧施設より増加してございます。

次に、残業量に関しまして、平成 30 年度と平成 28 年度を比較いたしますと、増加してございますが、令和元年度の現時点では平成 28 年度とは大きくは変わらない状況となっております。

ご質問の残業につきましては、今後も組合といたしましても推移を見ていきたいと考えてございます。よろしく申し上げます。

1. 議 長（友井健二君） 4 番藤田議員。

1. 4 番議員（藤田茉莉君） ありがとうございます。質問した 2 点について最後、要望をさせていただきたいと思います。

まず大規模災害時についての廃棄物処理計画ですが、基本的には各市が計画を作り、それに沿って四交でも計画を作っていくというのが本筋ではあるかとは思いますが、そうするとなかなか足並みが揃わないという事も考えられるのかなど。例えば四條畷市さんでは計画はあるけれども、交野市ではないんだとか、その逆パターンもあると思いますが、そうすることで結局中間施設である四交として、その有事の時には焼却処理の手順などがスムーズに進まないという事も考えられますし、今年の台風の時、今年も台風の時もそうでしたが、仮置き場では 3 m、4 m も廃棄物が積み上がった状態が長く続いていくとか、公衆衛生の面や、火災のリスクなどが高まるなど、他市の経験から見ても見えてくる通りではないかなと心配をしています。そうしたことを考えると、今起こってる地球規模のこういった気候変動の中では我々の市、交野市、四條畷市でも他人事で無い状況であるからこそ、両市と四交が足並みを揃えて協力しながら混乱の起きないように大規模災害を想定した廃棄物処理計画をスピーディに立案していくことが必要だと思います。ですので、今回あえて両市の市長も出席されているこの場で、要望をさせていただきました。ぜひ間に合わなかったということがないように、立案、計画をよろしく願いいたします。

質問 2 点目についての要望ですけれども、答弁では職員体制については旧炉の時と新炉の時と変わっていないということでありました。残業量についても新炉稼働直後から比べれば落ち着いてきているということでしたので、職員体制については今の段階では少なすぎるということはないのかなと思います。今、世間一般的にも言われていることではありますが、職員の世代交代や昔に比べて職員数が減っているという中で、技術の継承という面が非常に難しくなっているのではないのかなというふうにご心配をいたします。そうしたマンパワーの弱体化が災害時などでは市民生活に大きな影響を与えるマイナスの結果にもつながっているという指摘もされています。そうしたことも念頭に置きながら、今後の職員数のあり方について慎重な議論、検討を行っていただき、住民生活を支える責任あるポジションとして、マンパワーの強化に努めていただきますようお願いをしてこの質問を終わります。

1. 議 長（友井健二君） これにて藤田議員の議案質疑を終結いたします。他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議 長（友井健二君） これをもって質疑を終結いたします。

1. 議 長（友井健二君） これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議 長（友井健二君） 討論なしと認めます。

1. 議 長（友井健二君） お諮りいたします。認定第1号平成30年度四條畷市交野市清掃施設組合会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

1. 全 員 異議なし。

1. 議 長（友井健二君） ご異議なしと認めます。よって認定第1号平成30年度四條畷市交野市清掃施設組合会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

1. 議 長（友井健二君） 続きまして、日程第6 議案第6号職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事 務 局（奥田浩樹君） （議案書にて朗読）

1. 議 長（友井健二君） 朗読が終わりましたので、理事者より議案第6号についての提案理由の説明をいたさせます。管理者。

1. 管 理 者（東 修平君） ただいま議題となりました議案第6号職員分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行うほか、規程の整備を行いたく、本案を提案した次第でございます。よろしくご審議のうえご議決賜りますようお願い申し上げます。

1. 議 長（友井健二君） 引き続きまして、議案第6号についての内容説明をいたさせます。事務局長。

1. 局 長（二神和則君） ただいま議案となりました、議案第6号職員分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

参考資料の新旧対照表に基づき、ご説明申し上げますので、恐れ入りますが、新旧対照表の2ページ、3ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、規定の整備に係る内容でございますが、第1条中「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）」の次に「第27条第2項、」を加えようとするものでございます。

次に、第3条第1項中「こえない」を漢字の「超えない」に改め、同条第2項中「あつても」を「あつても」に、「復命」を「復職」に改め、同条第3項中「当該刑事事件が」の次に「裁判所に」を加えようとするものでございます。

次に、地方公務員法の一部改正に伴う内容でございますが、第5条第1項中「法第16条第2号」を「法第16条第1号」に、また、規定の整備に係る内容となりますが、「至つた」を「至つた」に改め、同条第2項中「失わなかつた」と「失わなかつた」に改めようとするものでございます。

附則におきましては、この条例の施行期日として、令和元年12月14日から施行する旨を定めてございます。

以上、誠に簡単でございますが、議案第6号職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明とさせていただきます。

よろしく審議のうえ、ご可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

1. 議 長（友井健二君） 提案理由及び内容説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（友井健二君） 質疑なしと認めます。
1. 議長（友井健二君） これより討論に入ります。討論はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
1. 議長（友井健二君） 討論なしと認めます。
1. 議長（友井健二君） お諮りいたします。議案第6号職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
1. 全員 異議なし。
1. 議長（友井健二君） ご異議なしと認めます。よって議案第6号職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。
1. 議長（友井健二君） 日程第7 一般質問を行います。質問者の順番は通告のあった順に基づき行ってまいります。なお、申し合わせにより、質問者の質問時間は15分以内となっております。
1. 議長（友井健二君） ただ今から順次、質問を許可いたします。8番大矢議員。
1. 8番議員（大矢克巳君） 四條畷市議会、大阪維新の会、大矢でございます。ちょっと声がおかしくて聞き取りにくいと思うんですけど、一般質問としてはあかんよと言うかもしれないんですけど、がんばってやっていきますので、よろしくをお願いします。

まず大きく2つ質問がございまして、まず旧ごみ焼却施設解体についてでございます。平成30年2月に稼働した、この新炉がもう2年目を迎えようとしていますが、そろそろ、四條畷市清滝の旧炉解体の取り組みにかからなければならないと思いますが、現在の進捗状況を教えてください。

2番目に、新ごみ処理施設の更新についてでございます。

現在、ごみ処理施設は順調に稼働していますが、いずれ施設の更新を迎えることとなると思います。その時期や費用について、どのように予測されているか、この2点教えていただけますでしょうか。

1. 議長（友井健二君） 二神局長。
1. 局長（二神和則君） 大矢議員の質問に対し、お答えさせていただきます。

旧ごみ焼却施設の解体及びごみ処理施設の更新について、ご回答させていただきます。

本日の議会終了後、少々お時間をいただきまして、清滝ごみ焼却施設の解体事業につきまして、ご説明をさせていただきたいと考えておりますが、構成両市と組合で協議を行い、来年から解体事業にかかります土壌調査を含めた解体工事計画書等の作成業務に着手し、令和3年度当初に解体工事に着手できるように進めているところでございます。

次に、ごみ処理施設の本施設の更新についてでございますが、あくまでも現時点での将来予測としての回答になりますが、まずは一般的にごみ処理施設の耐久年数は20年ほどと言われてございます。耐用年数を迎えた時点で施設の更新として新しく施設を建設するのか、もしくは、延命対策として大規模な基幹的設備改良工事を実施するのかを選択をすることとなります。

15年～20年あまりとなりますと、ごみ量や質、またごみ処理行政の動向、社会情勢など色々と変化があり、確定したことは言えませんが、今後、施設を適正に運転、維持管理を行いながら、稼働後20年後、令和18年～20年ぐらいには延命化対策として大規模な基幹改良を行う必要が出てくると考えてございます。

費用につきましては、基幹的設備改良工事の内容や資材調達に係る物価変動など様々な要因が考

えられますが、数十億円は必要になってくると考えてございます。よろしく申し上げます。

1. 議 長（友井健二君） 8 番大矢議員。

1. 8 番議員（大矢克巳君） 本日はこの件で説明があるということなんで、細かい点は置いておいて、2 点だけお聞かせください。

施設の解体にかかる費用はどれくらいになりそうなのか、分かる範囲で教えていただけますか。

1. 議 長（友井健二君） 二神局長。

1. 局 長（二神和則君） 旧施設の解体事業に係る費用につきましては、概算で約 10 億円は必要になるのではないかと考えてございます。具体的には、先ほどご答弁させていただきました解体工事計画書等の作成業務の中で、解体に係る費用が見えてくるものと考えてございます。

1. 議 長（友井健二君） 8 番大矢議員。

1. 8 番議員（大矢克巳君） 分かっていたこととはいえ、多額の予算を今後どうしていくか、早急に協議をしていかなければならないんじゃないかなと思います。ちなみにこの施設の解体には国などから補助金とか、申請できるのでしょうか、教えていただけますか。

1. 議 長（友井健二君） 二神局長。

1. 局 長（二神和則君） 本組合が活用できる交付金としましては、循環型社会形成推進交付金がございます。

ごみ処理施設を新設する場合、廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際には当該廃焼却設備の解体事業につきましては、交付金の対象事業に含むこととなりますが、本組合は、別の場所に新たな施設を建設しておりますので、旧施設の解体事業はこの交付金の対象事業には当たらず、交付金制度を活用することはできないと考えてございます。

1. 議 長（友井健二君） 8 番大矢議員。

1. 8 番議員（大矢克巳君） 大都市とかですね、焼却炉が 2 つとか 3 つとかあるところは建て替えとか、とっかえひっかえできると思って補助金出るとは思いますけど、悲しきかなうちは国の公園の中に建てて、また新たに交野市さんに建てさせていただいた経緯がありますので、補助金がないということなんですけども、やはり補助金もなく、全額両市で負担するということなんで、この 50 年間でいろいろ議論にも話題にもなってきたと思いますけども、やはり早急に両市、または議会でしっかりと協議をしていただいて、計画通りに進行していただくことを要望します。そして先を見据えていれば、先を見据えての対策をしておけば良かったんですけども、今、我々が抱え込んだことを将来残さないように、合わせて強く要望させていただきます。そして先ほども同僚議員の方から決算予算書の中で質問があったんですけども、清滝の 30 年度の実績云々、何をやったか、こうやってますよということも、もうちょっと詳しく記載をしていただきたいなということも要望させていただいて、次の質問に移りたいと思います。

先ほど答弁で新炉の稼働後 20 年前後で大規模な基幹的設備改良工事が必要であって、費用も数十億円はかかるだろうということではありますが、その費用は国からの補助金が申請できるのか、またその財源の内訳を教えてください。

1. 議 長（友井健二君） 二神局長。

1. 局 長（二神和則君） 本施設、こちらの大規模な基幹的設備改良工事につきましては、現制度で申し上げますと循環型社会形成推進交付金の対象となっておりますので、交付金の対象事業費の

3分の1は交付金となります。残りの3分の2につきましては起債と一般財源となっております。

1. 議長（友井健二君） 8番大矢議員。

1. 8番議員（大矢克巳君） 財源の確保につきましては、組合の収入の根幹が分担金となりますので、構成両市において確保に努めていただきたいと思いますので、考えております。今現在、このごみ処理施設において分担金以外の歳入は、先ほどの決算予算で言うてたと思うんですけど再度どのくらいあるか教えていただけますか。

1. 議長（友井健二君） 二神局長。

1. 局長（二神和則君） 両市からの分担金以外の歳入でございますが、分担金の次に大きな収入といたしましては、ごみ処理発電によります余剰電力売払金や太陽光発電電力売払金でございます。平成30年度の実績では約8,000万の収入になってございます。

1. 議長（友井健二君） 8番大矢議員。

1. 8番議員（大矢克巳君） 今、今回いただいたご答弁の中に、やはり組合の収入の一番の根源は各市からの分担金であるということは分かります。

ただ、このごみ処理施設になってからは、やはり余剰電力の売払金や太陽光発電売払金などで約8,000万の収入があるということでした。

例えばこの収入の全額もしくは一部でも組合において基金として積み立てるなどという考えはどうかと考えます。年間約8,000万を18年間積み立てれば、14億4,000万になります。仮に基幹的整備工事の費用が20億必要な場合、両市の負担が約14億弱となり、積み立てをすることにより両市の負担も皆無状態になると思われれます。

このまま何も手を打たなければ、20年後の大規模な基幹的整備改良工事を行う時に四條畷市、交野市の大きな負担となると思います。この度の旧炉の解体のようなことが起こらないようにやはり四條畷市と交野市と協議していただき対策を考えて、我々から20年後の議員さんのためにも今、我々がやはり考えていかなければならないと思いますので、旧炉のこと、また新炉のこと両方合わせて並行的に今後迷茫が掛からないように我々で解決できれば一番の策かと思っておりますので、どうぞまた両市の管理者、副管理者もおられますし、ここにも議員がいますので、何とかスムーズに成立させていきたいと思っておりますので、また皆さんご協力の程よろしく申し上げます。以上で質問を終わらせていただきます。

1. 議長（友井健二君） これにて大矢議員の一般質問を終結いたします。

1. 議長（友井健二君） 続きまして、3番北尾議員。

1. 3番議員（北尾 学君） 交野の北尾学です。よろしく願いいたします。重大事故を未然に防ぐ取り組みについてなんですけども、まず始めに2ヶ月ほど前に、本施設で火災があったとお聞きしました。原因と今後の対策についてお聞きします。

1. 議長（友井健二君） 二神局長。

1. 局長（二神和則君） 先般起こった火災事故についてご説明させていただきます。

組合議会の議員の皆様には、令和元年9月10日にリサイクル施設において、火災が発生した旨のご報告は行ってございます。その原因でございますが、特定するのは難しい部分もございまして、出火場所付近で2次電池が発見されており、その2次電池が火源と考えられてございます。その火の周りにあった可燃物に引火したのではないかと考えてございます。今後の対策につきましては、現在

検討中でございます。

1. 議 長（友井健二君） 3番北尾議員。

1. 3番議員（北尾 学君） 検討中とありましたが、他市の類似事故との対策では、危険物として別の袋に入れるとか、目立つ色の紙を貼るなどして他のごみと混ざらない工夫をされています。今回の火災について、一日も早く対策を立て、同じ事故を繰り返さないようお願いいたします。

また、全国では清掃施設での痛ましい死亡事故や爆発事故・火災が報告されています。重大事故を未然に防ぐために日ごろからの取り組みが重要だと思います。そこで、新ごみ処理施設稼働からこの間、労災事故や業務中に危険と感じた事例は何件あり、報告されておりますか。

1. 議 長（友井健二君） 二神局長。

1. 局 長（二神和則君） 本施設稼働後の重大事故等について、ご説明をさせていただきます。新ごみ処理施設稼働以降、事故・災害が発生した事例につきましては、公務災害の事案として1件、危険と感じた事例に伴う報告は1件ございます。

1. 議 長（友井健二君） 3番北尾議員。

1. 3番議員（北尾 学君） その事故は重大事故につながりそうな事故、あの、報告書だったのでしょうか。

1. 議 長（友井健二君） 二神局長。

1. 局 長（二神和則君） 重大事故につながりそうなヒヤリハットに関する報告ではございませんでした。

1. 議 長（友井健二君） 3番北尾議員。

1. 3番議員（北尾 学君） その報告書、ヒヤリハットに対しての、安全対策や指導はどのような形になされてこられたのでしょうか。

1. 議 長（友井健二君） 二神局長。

1. 局 長（二神和則君） 先ほど答弁いたしました公務災害となった事故につきましては、安全衛生委員会におきまして、現場確認を行い、その後、発生原因、理由等を調査し、再発防止策の対策を行い、職員へ担当課長から周知してございます。

また、危険個所を事前に発見するために、安全衛生委員会におきまして、職場の巡視パトロールを定期的実施してございます。

ヒヤリハットの報告に対しての安全対策や指導については、報告書に基づき検証を行い、再発防止のための作業方法の見直しを指導するとともに、設備面での対策を講じてございます。

1. 議 長（友井健二君） 3番北尾議員。

1. 3番議員（北尾 学君） 次に、重大事故が起きた場合には、速やかに国に対し報告書を提出しなければいけないと思いますが、どのような事故が重大事故になるのでしょうか。

1. 議 長（友井健二君） 二神局長。

1. 局 長（二神和則君） 国への報告事項についてご回答させていただきます。

事故や火災などが発生した場合であって、重大なものにつきましては、それぞれ関係法令等に基づき速やかに関係官庁へ報告することとなっております。

本組合におきましては、「施設機能に及ぼす事故」、「環境に及ぼす事故」、「人身事故」の3つの要素に分類した上で、事故の大きさにより、フェーズ1～3を設けてございます。最も重大なフェーズ

3においては、施設機能に及ぼす事故では処理能力に重大な影響を及ぼすか、施設全面停止に至る事故、環境に及ぼす事故では敷地外への生活環境に影響がある事故、人身事故では、死亡事故であります。また、状況に応じて、議員の皆様方、周辺地域住民の方々や報道機関への情報提供をするとともに、組合ホームページへの掲載を行うことも想定してございます。

1. 議長（友井健二君） 3番北尾議員。

1. 3番議員（北尾 学君） こうした重大事故は絶対に起こしてはいけないと思います。そのために、そうした事故を想定した、対策や訓練はなされておるのでしょうか。

1. 議長（友井健二君） 二神局長。

1. 局長（二神和則君） 対策や訓練についてお答えさせていただきます。ごみ処理施設を建設する段階におきまして、熱回収施設におきましては、ごみピットへの転落防止策やごみピットを始め施設全体の火災対策、リサイクル施設におきましては破碎処理設備の防爆対策や火災対策を検討してございます。また、訓練につきましては、職員対象に消火訓練、避難訓練を実施してございます。今後は、様々な想定される事故等についての訓練も今後計画してまいりたいと考えてございます。よろしく申し上げます。

1. 議長（友井健二君） 3番北尾議員。

1. 3番議員（北尾 学君） ありがとうございます。要望です。

全国で清掃施設で痛ましい事故や爆発事故、火災が報告されています。ここで働く職員が労災やけがで、まして死亡してしまうことになってしまっただけでは取り返しがつきません。ここで働く人の安全があってこそその施設と思われたい。職員全員が安全への意識を高め、更に労働環境の向上に努め、安全・安心な施設になるよう、お願いいたします。以上です。

1. 議長（友井健二君） 二神局長。

1. 局長（二神和則君） 訂正を。先ほど申しました、それぞれの対策については現在、本施設でマニュアルを作成しておりまして、検討する、ではなくて、建設段階でこういう事を実施をしておることです。訂正をよろしくお願ひしたいと思ひます。

1. 議長（友井健二君） もう1回、きちんと訂正を。

1. 局長（二神和則君） 防爆対策や、火災対策を検討してまいるとお答えさせていただきましたけど、ごみ処理施設を設置、建設する段階において、熱回収施設におきましてはごみピット、転落防止策やごみピットをはじめ、施設全体の火災対策、リサイクル施設におきましては、破碎施設の設備の防爆対策や火災対策をすでにしておると。誠にすいません。訂正をよろしくお願ひしたいと思ひます。

1. 議長（友井健二君） 3番北尾議員。

1. 3番議員（北尾 学君） 今の回答は、重大事故を想定したものでよろしいんですね。

1. 議長（友井健二君） 二神局長。

1. 局長（二神和則君） 重大事故に関しても想定してございます。

1. 議長（友井健二君） これにて北尾議員の一般質問を終結いたします。

1. 議長（友井健二君） 続きまして、5番松本議員。

1. 5番議員（松本直高君） おはようございます。松本直高でございます。私はおよそ4年半ぶりにこの組合議会に戻ってまいりました。その間、1期4年大阪府議会議員を経験させていただき、広域行

政や府内の公共団体の広域連携にも触れさせていただきました。この組合議会に戻ってまいりまして、まずこの素晴らしい施設、地鎮祭までは前の期間中に参加させていただいたところでございますけれど、この間にこんな素晴らしい施設が建設されて、また運営されていることに、まずはもって関係各位の皆さま方に感謝と御礼を申し上げたいと思っております。

そして、私の先の任期期間中の最後の一般質問で要望させていただいておりました会計規則などの諸規定がこの間、整備もされておりますことにも感謝を申し上げる次第でございます。また、この任期期間中も住民の皆さま方の負託にしっかりと応えれますよう努めてまいりますので、どうか皆さま、よろしくお願い申し上げます。

それでは、1つ目の質問、管理者の選出についてでございますが、過去この組合議会において管理者の選任についての一般質問があったと聞いております。まずはその経緯と内容についてお聞かせください。

1. 議長（友井健二君） 二神局長。

1. 局長（二神和則君） 過去の経緯についてご説明させていただきます。

これまで3名の議員から管理者の選任に係る一般質問がされてございます。主に、本組合の管理者の選任方法に係る質問や大阪府内の清掃施設の一部事務組合の管理者の選任方法、また、管理者と構成市の規模、所在地との関係、管理者が過去交代されている状況と理由などでございます。

まず、管理者の選任につきましては、規約に基づき選任されていますが、平成29年12月に規約の一部が変更され、「管理者は、関係市の長から互選により選出する。」となっております。

この規約が変更されたことにより、変更に伴い互選したかという質問でございますが、現在の管理者は、変更前の本組規約第7条第2項の「管理者は、組合議会において、関係市の長から選任する。」の規定に基づき、変更前四條畷市長と交野市長で協議を行い、平成29年3月30日の組合議会において選任されておりますと、ご答弁をさせていただいております。

また、大阪府内の清掃施設の一部事務組合に関する内容でございますが、本組合を含め11団体でございます。それぞれの規約で選任方法を定められており、本組合以外の一部事務組合では、互選が7団体、議会で選挙が2団体、規約で定めているが1団体でございます。

次に、構成市規模や施設の所在地と管理者の関係につきましては、構成市規模の大きい市が管理者となっているのは7団体、施設の所在地の市が管理者となっているのは、2施設以上有する団体で1施設でも所在地の市が管理者となっているものも含んで7団体となっております。

次に、過去に管理者が交代をされた団体は、3団体でございますが、慣例で2年交代されている団体が1団体で、残る2団体は交代されていますが、理由は不明でございます。

ご答弁はそれぞれ団体ごとにいたしておりますが、内容にまとめると以上のようになっております。

1. 議長（友井健二君） 5番松本議員。

1. 5番議員（松本直高君） この組合の管理者の選出については、現在変更前の規約に基づいて交野市長と四條畷市長とで協議を行い、議会で選任されている旨を聞かせていただきましたところ、管理者の任期は市長としての任期までとなり、令和3年に任期満了となると思われまます。その際、次の管理者選出の互選にあたっては両市の市長間においてどのような要素を俎上に載せて協議されることになるのか、現時点で想定されるものについて結構でございますので、管理者の所見を伺います。

1. 議 長（友井健二君） 東管理者。

1. 管 理 者（東 修平君） 管理者の選出につきましては、組合の規約に基づき、両市長間で協議を行い、互選をしてみたいと考えてございます。

今後、互選にあたりましては、それぞれ市としての考えがございますけれども、組合の抱えております諸問題は、どちらの市長が選出されましても、より円滑なごみ処理行政の推進や、両市民の皆さまへのより良いサービスを図れるものと考えてございます。

その為、次の管理者選任の互選にあたりましては、一定の取り決め、ルール作りが重要な要素であると考えてございます。

いずれにいたしましても、両市合わせて約 13 万人の市民の生活に支障をきたすことなく、この施設組合の運営を継続していくことが重要であるというふうに考えてございますので、よろしくお願い申し上げます。

1. 議 長（友井健二君） 5 番松本議員。

1. 5 番議員（松本直高君） ただ今の管理者からのご答弁によりますと、管理者の互選にあたっては両市長の首長としての思い、考えに基づいて協議されるとのこと。

また、互選のルール作りが重要であるとのことですが、もう少し具体的に管理者の選出の互選の際の協議の中で、両市長の間で話し合われることになるであろう要素について、例えば先の答弁から施設所在地、人口規模、ごみの排出量や財政負担割合などが俎上に上がってくるものではないかと想定しております。

現行の規約ではこの管理者互選協議には議会が関与し得ない以上、住民の負託を受けております議員としましては一定の方針のようなことは差し障りのない程度で事前に聞かせていただいたうえで、理解しておきたいとの思いでございます。

そこで互選の一方の当事者である交野市長である黒田副管理者に改めてこの件についてのご所見を伺わせていただきます。

1. 議 長（友井健二君） 黒田副管理者。

1. 副管理者（黒田 実君） 管理者の選出につきまして改めてというご質問でございます。

先ほど冒頭の質問で事務局より答弁をさせていただきました。これは、あくまで大阪府内の他団体の状況ということで、構成市規模の大きい市が管理者となっている、あるいは施設の所在地の市が管理者となっているといった答弁をさせていただきました。

これはあくまで規模が大きいから、所在地だからということではなく、どのような事項を勘案した管理体制を取っていくのか、ということ考えたときに規模が大きいということは当然排出量が多く、そしてまた財政的な負担、あるいは施設を運営するための人員負担も大分にしていると考えられる。あるいは所在地ということにつきましては、他の行政機関、特に安全に操業していくために消防、警察機関とのより身近なロケーションあるいは連携の取りやすさということも勘案されておるだろうというふうに思いますし、更には施設の周辺住民だけではなく、所在地の住民の皆さま方のご理解、ご協力がなければ安定した操業ができないといった考え方の元に実態として規模が大きい自治体、あるいは所在地のある自治体、というふうに結果なっているということ、なっていると思われれます。

従いまして、今申し上げましたことも含めて、今後、ただ今管理者答弁させていただきましたルー

ル作りにおきましては、しっかりと検討事項として含めながら何よりも構成両市の協力の下で様々な課題対応も含め、両市民の生活に支障をきたすことのないよう、この施設組合を運営していくことが重要であるというふうに考えております。ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 議長（友井健二君） 5番松本議員。

1. 5番議員（松本直高君） ご答弁ありがとうございました。この組合を構成する両市の市長でもある正副管理者より、いずれにしましても両市合わせて約13万人の住民の生活に支障をきたすことなく組合の運営をしていくことが重要である旨のお言葉をいただきました。私も同感でございます。現状、組合運営上、特段の支障が認められない以上、任期満了を待たずに管理者の交代の必要性は感じられません。

今回の任期満了、任期終了時における管理者選出の互選の際にはこの組合が構成する両市の住民に対して一丸となって、より良い行政サービスの提供を行い得るよう協議を行っていただきますことを申し添えましてこの質問を終わらせていただきます。

続きまして、1つ目の質問に比べますと少し各論になりますが、より具体的な住民サービスの向上についてとりわけ受付時間外の対応について質問をさせていただきます。

私の方に住民より、清掃施設組合に受付時間以外、例えば昼休憩の時間に電話をしても電話対応をしていただけないというようなお声が寄せられておりますところ、行政サービスの向上の観点から昼休憩の時間などの受付時間以外におきましても、何らかの対応をするべきであると存じますが、組合の所見をお聞かせください。

1. 議長（友井健二君） 二神局長。

1. 局長（二神和則君） ただ今ご質問のありました松本議員の質問にお答えさせていただきます。

持込ごみの受付に関する質問にお答えさせていただきます。

持込ごみ業務に関しましては、構成両市から委託を受けてございます業務で、予約電話の受付もその業務の一つでございます。

新ごみ処理施設が稼働する前に、委託業務の内容について構成両市と組合で協議を行い、決定いたしましたところでございます。現在の予約電話の受付は、午前9時から正午、午後1時から5時までとなっており、昼間の休憩時には電話対応を行っていないのが現状でございます。

このごみ処理施設も稼働からまもなく2年を迎えようとしておりますことから、この市民持込ごみに関する業務も見直しを検討する時期になっております。

松本議員のご指摘の予約電話の昼休憩の時間帯の受付に関することにつきましては、職員が交代で対応することなど前向きに検討させていただきたいと考えておると共に、現在、本組合において、予約電話の受付時間外（開始前、終了後）の電話対応につきましては、音声などで予約受付時間ではない旨を機械的に行えないかという検討をしておりますので、このことも併せまして、構成両市と協議を進めてまいりたいと考えてございますので、よろしくご理解の程、よろしくお願い致します。

1. 議長（友井健二君） 5番松本議員。

1. 5番議員（松本直高君） ご答弁ありがとうございました。行政サービスの向上に向けた改善を進めていただけるとのことでございます。1日も早い実施と住民のお声に耳を傾けていただいて、引き続きの更なるサービスの向上に努めていただきますよう、お願いを申し上げ、私の一般質問を終わります。縷々申し上げましたが、ご清聴ありがとうございました。

1. 議 長（友井健二君） これにて松本議員の一般質問を終結いたします。
1. 議 長（友井健二君） これにて本会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。
1. 議 長（友井健二君） 閉会にあたりまして、管理者よりご挨拶をお受けしたいと思います。東管理者。
1. 管 理 者（東 修平君） 第2回の定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。
本日の組合議会におきましては、新しく議長に、友井議員のご就任をいただいたところでございます。また、条例の一部改正の議案と平成30年度決算の案件につきまして、慎重なるご審議を賜り、ご可決、ご認定をいただきまして、誠にありがとうございました。
さて、平成30年2月より本格稼働しております本施設は引き続き、環境保全に努め、良好な施設運営の推進に努めてまいり所存でございます。議員の皆さまには、新ごみ処理施設の良好な運営の推進に、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、誠に簡単ではございますが、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。
1. 議 長（友井健二君） 以上をもちまして、令和元年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第2回を閉会いたします。諸案件の審議にあたりまして、慎重審議賜り、誠にありがとうございました。
(時に11時29分)

以上、会議の顛末を記載し、相違なきことを証するためここに署名する。

令和元年 11 月 27 日

四條畷市交野市清掃施設組合議長

友 井 健 二

四條畷市交野市清掃施設組合副議長

森 本 勉

四條畷市交野市清掃施設組合議員

岸 田 敦 子

四條畷市交野市清掃施設組合議員

伊 崎 太 陽